

2. 「親の介護による休業補償特約」の新設

名称	親の介護による休業補償特約										
販売開始時期	2017年10月1日以降保険始期契約										
販売方法	「保険契約者＝企業」、「保険料負担者＝従業員」とする団体総合生活補償保険※の特約として販売します。企業の福利厚生制度として、従業員が自助努力として加入する保険制度を採用いただきます。 ※傷害による死亡・後遺障害保険金、傷害・疾病による入院保険金・手術保険金・通院保険金、先進医療費用保険金、個人賠償責任保険金等を総合的に補償する団体保険です。										
てん補期間	3か月、6か月、9か月、12か月、18か月、24か月、36か月のいずれかで設定します。										
免責期間	0日、30日、93日、180日、365日のいずれかで設定します。										
保険金支払事由	介護対象者（従業員の親）が要介護状態（要介護2以上）となり、被保険者（従業員）が就業規則に基づく介護休業を取得し、その休業期間が免責期間を超えた場合										
保険金支払額	$\text{保険金額（月額）}^{\ast 1} \times \text{介護休業の期間}^{\ast 2}$ ※1 月収の範囲内で設定 ※2 企業のご要望に応じて、オーダーメイドで補償開始時期（免責期間終了時）および補償終了時期（てん補期間）を設定することができます。										
特約保険料例	以下の条件では 1,040円（月払） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保険金額（月額）</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>従業員の親の年齢※</td> <td>74才</td> </tr> <tr> <td>補償開始時期（免責期間終了時）</td> <td>介護休業開始時から93日</td> </tr> <tr> <td>補償終了時期（てん補期間）</td> <td>補償開始時期（免責期間終了時）から9か月</td> </tr> <tr> <td>適用する割引率</td> <td>36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)</td> </tr> </table> ※新規加入は84才まで	保険金額（月額）	20万円	従業員の親の年齢※	74才	補償開始時期（免責期間終了時）	介護休業開始時から93日	補償終了時期（てん補期間）	補償開始時期（免責期間終了時）から9か月	適用する割引率	36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)
保険金額（月額）	20万円										
従業員の親の年齢※	74才										
補償開始時期（免責期間終了時）	介護休業開始時から93日										
補償終了時期（てん補期間）	補償開始時期（免責期間終了時）から9か月										
適用する割引率	36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)										

3. 「親介護一時金支払特約」の販売種目拡大

名称	親介護一時金支払特約								
種目拡大時期	2017年10月1日以降保険始期契約								
販売方法	「保険契約者＝企業」、「保険料負担者＝従業員」とする団体総合生活補償保険および団体長期障害所得補償保険（GLTD）※の特約として販売します。 ※病気やケガにより働くことができない所定の状態（就業障害）となった場合、就業障害が継続する間、毎月一定額の保険金を支払う団体保険です。								
保険金支払事由	被保険者（親）が要介護状態（要介護2以上）となり、待機期間（30日・90日・180日）を超えて継続した場合								
保険金支払額	親介護一時金額^{\ast} の全額 ※500万円以内で設定								
特約保険料例	以下の条件では 1,530円（月払） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保険金額</td> <td>180万円</td> </tr> <tr> <td>従業員の親の年齢※</td> <td>74才</td> </tr> <tr> <td>待機期間</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>適用する割引率</td> <td>36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)</td> </tr> </table> ※新規加入は84才まで	保険金額	180万円	従業員の親の年齢※	74才	待機期間	90日	適用する割引率	36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)
保険金額	180万円								
従業員の親の年齢※	74才								
待機期間	90日								
適用する割引率	36% (団体割引20%、過去の損害率による割引20%)								

4. 開発の背景

高齢化の進展に伴い「介護を必要とする人」の数は増加傾向にあり、介護への関心がますます高まっています。企業等の従業員が仕事を続けていくためには、自分自身の介護に備えることはもちろん、親の介護にも備えておかななくてはなりません。しかしながら、家族の介護・看護を理由とした離職・転職者は2012年時点で年間10.1万人にも上っており、介護離職が社会問題としてクローズアップされるようになりました。そうした中、政府も「新・三本の矢」において「介護離職ゼロ」を推進しており、仕事と介護の両立支援に向けて、介護休業を取得しやすくするための環境整備等を進めています。

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、このような社会環境を踏まえ、親の介護に備える商品ラインアップを拡充することとしました。

以 上